

書類審査

令和元年度 民間路線バス運賃差額補助金 評価表 NO. 44

所管部課名	交通貿易課		担当者	東 広和				
事務事業名	コミュニティバス等利用促進事業							
根拠法令	民間路線バス運賃差額補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
令和元年度 予算額	600 千円	国県支出金 千円	一般財源 600 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	京泊線の運行輸送実績		平均乗車人数 6.0 人、平均運賃 203 円		平成33年度			
成果指標②								
補助対象者	補助金に係る補助事業等は、市が運行しているコミュニティバスと運行路線が完全に競合する南国交通株式会社が自主運行している京泊線。							
補助対象経費	京泊線のバス利用者から徴収すべき運賃（平均運賃 203 円）と 150 円（H26 は 100 円）の差額							
補助対象事業・活動の内容	補助金に係る補助事業等は、市が運行しているコミュニティバスと運行路線が完全に競合する南国交通株式会社が運行している京泊線に限るものとする。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	京泊線のバス利用者から徴収すべき運賃（平均運賃 203 円）と 150 円の差額							
上記項目の積算方法	運賃差額 × 平均乗車人数 × 運行便数							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3年間の決算状況	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	525,620	49.6%	502,910	48.8%	525,040	49.8%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	525,620	49.6%	502,910	48.8%	525,040	49.8%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	533,286	50.4%	526,608	51.2%	528,516	50.2%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	1,058,906	100.0%	1,029,518	100.0%	1,053,556	100.0%	
	支出	事業費						
		人件費						
		その他事務費						
（翌年度繰越金）								
計		0		0		0		
支出計/前年度支出計								
自己資金/前年度自己資金				95.7%		104.4%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		平均乗車人数 2.1 人		平均乗車人数 2.1 人		平均乗車人数 2.3 人		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	平成26年度より高速船ターミナルを開設し、川内駅から高速船ターミナルへシャトルバスを運行したことにより、南国交通株式会社が自主運行している京泊路線への影響が大きいため事業を継続させていただきたいと考えています。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	民間路線バス運行区間に、住民からの要望であった運賃が安価なコミュニティバス（川内港シャトルバス）を導入し、完全に路線が競合することになった。既存の民間路線バスに補助をすることにより、民間路線バスの維持となり、路線全便をコミバス委託運行とするよりは、安価ですむため。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	路線バス維持のためには、川内港シャトルバス運行開始と同時に補助を行うことが必要。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	五代・水引地区より要望のあったコミバス運行を実施する事およびコミバスと完全競合する路線バスの維持に適切な効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	コミバス委託運行をするよりも、民間路線バスの運行を維持したほうが財政的に負担が少ないため適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	平成25年度の京泊線運行実績に基づいて積算している。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	市が運行しているコミュニティバスと運航路線が完全に競合する南国交通株式会社が運行している京泊線に係る運賃補助であり妥当と考える。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 既存の民間路線バスに補助をすることにより、民間路線バスの維持となり、路線全便をコミバス委託運行とするよりは、安価ですむため。現状のまま継続したい。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 高速船の利用促進を図る。		≪まとめ≫

民間路線バス運賃差額補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる民間路線バス運賃差額補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、市が運行しているコミュニティバスと運行路線が完全に競合する南国交通株式会社が運行している京泊線に限るものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 京泊線のバス利用者から徴収すべき運賃と**150円**の差額を支払うものとする。
- (2) 前号のバス利用者から徴収すべき運賃は、バス利用者数調査により算出した平均運賃の**203円**とする。
- (3) 前号の平均運賃は、必要によりバス利用者数調査を行い変更することができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、京泊線のバス利用者から徴収すべき運賃と**150円**の差額について交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、事業開始から起算して2箇月以内とする。

(交付の決定)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でない認められる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第15条の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（効果の測定）

第8条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、京泊線の運行輸送実績を用いて測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、地域住民の交通利便性の向上を図るものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

2 この要領は、平成27年4月1日から施行する。